

療養病床に入院する患者様の

入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)

管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食:午前7時、昼食:午前11時30分、夕食:午後6時以降)、適温で提供しています。

※入院時生活療養費標準負担額 (療養病床に入院する65歳以上の方)

入院医療の必要性が高い方 (医療区分2・3)

	食事代 (1食につき)	居住費 (1日につき)
一般の方	510円	370円
市町村民税非課税の世帯に属する方で、90日以下の方	240円	370円
市町村民税非課税の世帯に属する方で、90日を超える方	190円	370円
市町村民税非課税の世帯に属する方で、所得が一定の基準に満たない方	110円	370円

入院医療の必要性が低い方 (医療区分1)

	食事代 (1食につき)	居住費 (1日につき)
一般の方	510円	370円
市町村民税非課税の世帯に属する方	240円	370円
市町村民税非課税の世帯に属する方で、所得が一定の基準に満たない方(70歳以上の方)	140円	370円

※入院時食事療養費の標準負担額 (療養病床に入院する65歳未満の方)

(療養病床以外の病床に入院する方)

	食事代 (1食につき)
上位所得者及び一般	510円
市町村民税非課税の世帯に属する方で、90日以下の方	240円
市町村民税非課税の世帯に属する方で、90日を超える方	190円

ただし、一般の方で指定難病等の認定を受けておられる方の食事代については、別途窓口までお問合せ下さい